

学校教育法施行規則第 9 5 条第 1 号又は第 4 号に該当する者が
「X 通信制の課程の入学選抜」に出願する場合の提出書類

1 第 9 5 条第 1 号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書 ※別紙を用いる場合は、受検票・入学願書等受理証を含む。	「第 1 一期入学選抜」及び「第 2 二期入学選抜」に出願する場合は、原則として、インターネット出願とする。やむを得ない事情によりインターネット出願ができない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせる。「第 3 三期入学選抜」及び「第 4 四期（秋季入学）入学選抜」に出願する場合は、千葉県教育委員会ウェブページから所定の用紙を印刷する。また、検査料の納付方法は、別に定める。
(2) 誓約書	「第 2 二期入学選抜」に出願する場合に提出する。 所定の様式（様式 1 6 又は 1 7）で作成すること。
(3) 選抜結果通知用封筒	「第 3 三期入学選抜」及び「第 4 四期（秋季入学）入学選抜」に出願する場合に提出する。 1 1 0 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 志願理由書	所定の様式（様式 3 の(1)）で作成すること。
(5) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式 4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
(6) 誓約書	入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式 1 5）
(7) 修了証明書・成績証明書又はその写し	外国における当該生徒の在籍（出身）中学校長が発行した第 9 学年の修了証明書及び成績証明書。 原則として、英語又は中国語で記載されたものとする。英語又は中国語で記載されたものを提出できない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部まで問い合わせること。 また、写しを提出する場合は、別記 7 の「1 第 9 5 条第 1 号に該当する場合」の(2)の※2に準じる。

2 第 9 5 条第 4 号に該当する場合

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書 ※別紙を用いる場合は、受検票・入学願書等受理証を含む。	「第 1 一期入学選抜」及び「第 2 二期入学選抜」に出願する場合は、原則として、インターネット出願とする。やむを得ない事情によりインターネット出願ができない場合は、千葉県総合教育センター学力調査部へ問い合わせる。「第 3 三期入学選抜」及び「第 4 四期（秋季入学）入学選抜」に出願する場合は、千葉県教育委員会ウェブページから所定の用紙を印刷する。また、検査料の納付方法は、別に定める。
(2) 誓約書	「第 2 二期入学選抜」に出願する場合に提出する。 所定の様式（様式 1 6 又は 1 7）で作成すること。
(3) 選抜結果通知用封筒	「第 3 三期入学選抜」及び「第 4 四期（秋季入学）入学選抜」に出願する場合に提出する。 1 1 0 円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形 3 号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。
(4) 志願理由書	所定の様式（様式 3 の(1)）で作成すること。
(5) 自己申告書	障害又は病気、怪我等の状況について志願校に申告しようとする者は、所定の様式（様式 4）で作成し、提出することができる。また、原則として志願者本人が記入すること。 提出に当たっては、志願者の氏名を表記した封筒に入れ、封をした上で、志願する高等学校の校長に直接提出すること。
(6) 誓約書	入学後千葉県の区域内に居住する旨等を証する保護者の誓約書（様式 1 5）
(7) 中学校卒業程度認定証明書	文部科学省発行の中学校卒業程度認定証明書
(8) 調査書	文部科学省発行の調査書